

医療機器保守業務仕様書

1 業務目的

院内の医療機器について、運用上の安全性の確保及び性能の維持を図るために、保守点検及び定期点検を実施する。

2 保守業務の内容

(1) 点検対象

別紙一覧のとおり。

(2) 内容

別紙機器仕様書内容の点検を実施すること。

3 業務期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 業務時間

各機器の保守点検日時については、委託者と事前に調整し、決定する。

原則として、土曜日、日曜日、祝日を除き受注者の就業時間内に行うものとする。ただし、受注者の都合により委託者の承認を得た場合はこの限りではない。

また、委託者の都合により、土曜日、日曜日、祝日及び夜間等特別に指定しなければならないときは、双方協議して決定するものとする。

5 作業を実施する場合は、次の点を遵守しなければならない。

(1) 業務担当者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有するものとする。

(2) 業務担当者は、名札等を着け委託者の許可を得てから立ち入り、業務を行う。

(3) 業務担当者は、作業に適した服装及び履物で業務を実施する。

(4) 業務担当者は、来院者、職員等に対し、誠実な対応で作業を行うものとする。

(5) 修理を行う場合は、あらかじめ委託者から劣化及び故障状況を聴取し、修理の参考とする。

(6) 作業に際し、原則として火気は使用しない。火気を使用する場合は、あらかじめ委託者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意する。

(7) 修理を要する事案を発見した場合、速やかにかつ正確に委託者に報告し、対策を提案する。また、同様の事案が発生すると予測される箇所の点検を行う。

(8) 点検の内容で定められた交換部品以外の交換、分解整備は業務担当者の判断で行う。
なお、その場合は委託者の承諾を得るものとする。

(9) 作業の実施の結果、対象部分を現状より悪化させてはならない。

(10) 業務に関係のない場所への出入は行わないこと。

(11) 業務担当者は、事故が発生した場合は直ちに適切な措置をとるとともに、委託者に報告すること。

(12) 作業終了後、業務担当者は委託者に報告書を提出すること。

(13) 年度内に機器の更新があった際の契約内容については、双方協議の上定める。

(14) 各機器点検仕様書に記載のない事項については双方協議して定める。